

環境保全型農業直接支払交付金 神奈川県 最終評価報告書

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、平成 18 年に「神奈川県都市農業推進条例」を制定し、基本的施策に環境に調和する農業生産の推進を明記し、重点的に取り組む農政施策の方向や取組を示した「かながわ農業活性化指針」（令和 5 年 3 月改定）では 3 つの施策の方向のひとつに「環境に配慮した農業の推進と生産環境の保全」を位置付け、有機農業を含む環境保全型農業を推進することとしている。

また、推進方策等を明らかにするため、「環境保全型農業推進基本方針」（平成 30 年 4 月改定）を策定し、生産技術の開発や普及等の施策を推進している。

さらに、「神奈川県有機農業推進計画」（令和 5 年 5 月改定）を策定し、新たに有機農業に取り組もうとする者への支援、有機農業者などの取組支援、有機農業者の生産物の販路拡大と消費者理解の促進、有機農業に関する技術開発と普及の推進、地域ぐるみの取組に対する支援などの取組を進めており、環境保全型農業直接支払交付金制度の一層の活用を図ることを掲げている。

「神奈川県地球温暖化対策計画」（令和 6 年 3 月改定）では、環境にやさしい持続可能な農業を実現するため、化石燃料を使用しない施設栽培への転換を促す生産技術や、温室効果ガス発生の削減に向けた技術の確立などに取り組むこととしており、「かながわ生物多様性計画」（令和 6 年 3 月改定）では、生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能の発揮を図るため、農地や農業用水、農道等の適切な維持・保全など、地域ぐるみの共同活動を支援するとともに、堆肥を使用した土づくり等を通じて、環境保全型農業を推進することを掲げている。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

| 項 目 | | R2 実績 | R3 実績 | R4 実績 | R5 見込み | |
|-----------|---------|----------|----------|----------|-----------|-------|
| 実施市町村数 | | 8 | 9 | 9 | 8 | |
| 実施件数 | | 12 | 13 | 13 | 12 | |
| 交付額計（千円） | | 4,357 | 4,875 | 5,296 | 5,059 | |
| 実施面積計（ha） | | 43 | 44 | 46 | 44 | |
| 取組別 実績 | 有機農業 | 実施件数 | 10 | 11 | 11 | 10 |
| | | 実施面積（ha） | 35 | 37 | 41 | 39 |
| | | 交付額（千円） | 3,949 | 4,564 | 5,001 | 4,820 |
| | 堆肥の施用 | 実施件数 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | | 実施面積（ha） | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | | 交付額（千円） | 91 | 91 | 11 | 5 |
| | カバークロープ | 実施件数 | 5 | 3 | 3 | 4 |
| | | 実施面積（ha） | 5 | 3 | 4 | 4 |
| | | 交付額（千円） | 295 | 185 | 257 | 215 |

| | | | | | | |
|--|---------|-----------|----|----|----|----|
| | リビングマルチ | 実施件数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実施面積 (ha) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 交付額 (千円) | 23 | 35 | 26 | 19 |

※ 表中の数値については、表示単位を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

2 推進活動の実施件数

| 推進活動 | | R2 実績 | R3 実績 | R4 実績 | R5 見込み |
|---|--|-------|-------|-------|--------|
| 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動 | | | | | |
| | 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 先駆的農業者等による技術指導 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| | 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動 | | | | | |
| | 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催 | 5 | 5 | 6 | 5 |
| | 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動 | | | | | |
| | 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合 | | | | 0 |
| | その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施 | 0 | 0 | 0 | 0 |

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

県内で取り組まれている有機農業・堆肥の施用・カバークロップ・リビングマルチの取組面積は、令和2年度の42.5haから令和5年度には43.7haと微増しているが、十分な効果を発揮するため、一層の実践に努める。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業及び冬期湛水管理、地域特認取組である総合的病害虫・雑草管理（IPM）の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において生物多様性保全効果が評価されている。

県内で取り組まれている有機農業の取組の面積は、令和2年度の34.9haから令和5年度には39.4haに増加しており、生物多様性保全に資する取組が着実に推進されている。

3 その他の効果

推進活動の実施状況を見ると、地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催、先駆的農業者等による技術指導の順に多く、次いで、土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定となっており、地域住民等への理解促進などの取組が行われている。

緑肥栽培では、すき込みにより、土の中で有機物が増加し、それを分解する微生物が増え、土壌の環境が整い、水はけや水持ちが改善される。また、カバークロップは、野菜の害虫の天敵を温存することで、害虫被害の減少や病原菌の生育阻害、雑草抑制の効果がある。県内で取り組まれているカバークロップの取組の面積は、令和2年度の4.9haから令和5年度には3.6haに、リビングマルチの取組の面積についても、令和2年度の0.7haから令和5年度には0.6haに減少しているものの、連作を行う地域を中心に緑肥による土壌保全・土づくりの重要性が認識され、着実な取組が推進されている。

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

県内の取組面積は、令和2年度から1.2ha（3%）増加しており、地球温暖化防止に効果の高い営農活動が推進されつつある。第2期における取組面積の増加の主な要因は、有機農業の交付単価引き上げに伴い、有機農業の取組面積が増加したことである。他方、カバークロップについては、書類が整わず事業を取り止めた農業者や体調を崩されて作業が困難となった農業者がいたため、取組面積は微減傾向となっており、作業負担が比較的大きい堆肥の施用や作業がしづらいリビングマルチについては、新たな導入が難しく、取組面積は横ばい状態となっている。

有機農業を含む環境保全型農業を推進するためには、阻害要因を分析し、環境保全型農業の技術のさらなる普及に取り組み、化学合成農薬及び化学肥料の削減に取り組む実践者を増やし、取組を拡大することが必要である。また、既に取り組んでいる実践者についても県慣行レベルと比べた化学合成農薬及び化学肥料の使用量の削減割合を大きくする取組も必要である。

そのためには、更に化学合成農薬及び化学肥料を削減しても、収量や品質を極力落とさない技術の開発、普及が課題となっている。

有機農業においても、安定した品質・収量で生産を行うための技術の普及が必要であり、労働時間や生産コストに見合うだけの収入を得られる販売先の確保などが課題となっている。

今後の方針

これから環境保全型農業に取り組む者への支援として、かながわ農業アカデミーの学生に対し、講義・実習を通じて環境保全型農業の知識や技術の習得を支援するとともに、環境保全型農業を志向している新規就農希望者に対し、円滑に実践できるよう、かながわ農業アカデミーに設置している就農支援ワンストップサービスでの就農相談により、引き続き支援を行う。

環境保全型農業の実践者に対しては、巡回指導や講習会、環境保全型農業普及展示ほ等の取組を通じて、環境保全型農業の取組を支援する。また、市町村と連携し、環境保全型農業直接支払交付金を活用することにより、化学合成農薬等を50%以上削減する取組を支援する。さらに、「エコファーマー」について、根拠法令である「持続農業法」が廃止されたが、「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画を認定する制度を新たに設け、その中で引き続き「土づくり」「化学肥料低減」「化学合成農薬低減」の3つの技術を一体的に取り組み、県慣行レベルの30%以上削減を目標とする「エコファーマー」認定を令和5年度第4四半期から行っており、引き続き支援を行う。

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機転換推進事業等の取組により、県内環境保全型農業推進の後押しをしていく。

また、販路拡大や消費者理解の促進のため、ホームページ、リーフレットの活用や地域のイベント等を通じて、環境保全型農業の実践者やエコファーマー制度等を消費者に対して紹介するとともに、環境保全型農業の実践者と実需者を結びつけるマッチングの商談会やサイト等について実践者に対し情報提供を行う。

本県では、平成27年度に農薬を使用せずに微小害虫を防除できる赤色防虫ネットを大学等と連携して開発しており、全国的に活用が進んでいる事例もあり、更に、ほ場の健康診断に基づく土壌管理法（ヘソディム）としてキャベツ根こぶ病を管理する神奈川県版マニュアルを作成するなど、引き続き、化学合成農薬の使用量を削減する防除技術、環境に優しい環境保全型施肥技術、地球温暖化に対応した生産技術（カーボンファームリングなど）、未利用有機資源を有効活用するための技術の開発を行う。